

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第16回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成17年6月10日(金)13:30～17:05

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),小貫芳信,佐藤久夫,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成17年8月及び9月の出向からの復帰候補者について
- 平成17年下半期の判事任命候補者について
- 平成17年10月期の弁護士任官候補者について
- 平成17年10月の弁護士からの任官候補者について
- その他

(2)次回の予定等について

5 議事

(1) 協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成17年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者、平成17年4月期の弁護士任官候補者及び平成17年4月の出向からの復帰候補者等についての最高裁判所における審議結果、並びに平成17年下半期の判事任命候補者及び平成17年10月期の弁護士任官候補者について、前回の委員会の結果を受け関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、地域委員会では情報収集及びその取りまとめが行われ、それらの情報が地域委員会から送付されたことが報告された。また、最高裁判所から新たに、平成17年10月の弁護士からの任官候補者について、平成17年8月及び9月の出向からの復帰候補者について、それぞれの指名の適否について諮問を受けたことが説明された。

・ 平成17年下半期の判事任命候補者について

平成17年下半期の判事任命候補者1人について判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、判事として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年8月及び9月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している3人の者について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、3人の者について判事補として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年10月期の弁護士任官候補者について

平成17年10月期の弁護士任官候補者4人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料を基に、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否に

ついて審議され、審議の結果、3人については裁判官として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされ、1人については、指名することの適否について判断を留保し、次回の委員会で更に審議することとされた。

・ 平成17年10月の弁護士からの任官候補者について

庶務から、新たに諮問された本年10月の弁護士からの任官候補者は、弁護士会からの弁護士任官推薦の対象とならない弁護士経験3年未満の者であり、それらの者の判事補への指名の適否の審査及び情報収集は、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じて行うこととされていること、具体的には、最高裁判所から提出された資料に基づいて審議することとし、地域委員会に対しては、特に情報収集の依頼はせず、実務修習地及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会に指名候補者の名簿及び履歴書を送付することとされている旨の説明がなされた。今回諮問された者について審議の結果、重点審議者とはしないこととし、実務修習地を管轄する地域委員会及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会に名簿及び履歴書を送付することとされた。

・ その他

ア 東京三弁護士会及び福岡県弁護士会からの要望事項について

庶務から、東京三弁護士会及び福岡県弁護士会より、東京地域委員会及び福岡地域委員会に対し、それぞれ同一内容の要望書面が提出されていること、要望事項は3点であり、要望事項1は、地域委員会から指名候補者名簿を弁護士会に提供する時期を、情報提出期限の3か月以上前に早めること又は再任希望の有無にかかわらず再任期に当たる裁判官全員の名簿を提供することを求めるものであること、要望事項2は、指名候補者全員の名簿を各弁護士会に送付することを求めるものであること、要望事項3は、指名候補者名簿に、所属庁に加え、所属部を記載することを求めるものであるとの説明がなされた。さらに、庶務から、要望事項1については、最高裁判所から諮問を受けて名簿を地域委員会に送付する関係上、現在以上に早く名簿を送付することは困難であり、また、諮問の有無と関係なく再任期にある裁判官全員の名簿を提供することも、諮問機関としての当委員会の性質上、相当ではないのではないかと、要望事項2については、裁判官の再任等の関係の指名候補者名簿については、指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に送付する、当委員会が必要があると認める場合には、他の地域委員会に対しても名簿を送付し情報収集を依頼すると

の取りまとめが当委員会においてされているところ、現時点で、この取りまとめを見直さなければならない具体的な事情はないのではないか、要望事項3については、地域委員会が弁護士会等に指名候補者名簿を送付する際の技術的な問題であるので、各地域委員会において、適宜対応してもらえればよいのではないかと提案がなされた。

上記説明・提案を受けて、審議の結果、要望事項1及び要望事項2については、当委員会としては応じることができず、要望事項3については、各地域委員会において適宜対応することとされ、その旨、両地域委員会に回答するが、具体的回答に当たっては、庶務が、委員長に諮って行うこととされた。

イ 仙台地域委員会からの依頼事項について

庶務から、司法修習生から判事補への任命については、地域委員会には名簿を参考送付するのみで、特に、情報収集の依頼はしないが、地域委員会において指名の適否に関する情報を把握していた場合には、これを受け付けるという運用をしているところ、仙台地域委員会から、これらの指名候補者についても、指名諮問委員会及び地域委員会に情報提供ができる旨を周知することについて検討して頂きたいとの依頼がなされていることに伴い、次のとおり説明・提案がなされた。すなわち、現在の運用は、司法修習生から判事補への任命に関する情報は、実務修習中のものを含め、すべて最高裁判所が把握しているので、地域委員会が機能する余地がほとんどないことを踏まえたものであり、現時点で、特にこれを変更すべき事情もないのではないかとされる。

上記説明・提案を受けて、審議の結果、従前の方針を維持することが確認され、具体的回答については、この審議結果を踏まえ、庶務が、委員長に諮って行うこととされた。

(2) 次回の予定等について

・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、裁判官から参加していた委員の退任に伴い、その後任として、佐藤委員が参加することとされた。

・ 次回の予定について

次回の委員会は、9月9日(金)午後1時30分から開催され、平成18年上半期の判事任命候補者等について審議することとなった。

以上